

運賃の種類、額及び適用方法

【南部バス】八戸圏域運賃上限化対象区間／令和6年10月1日実施

1. 運賃の種類及び額

旅 客 運 賃 の 種 類		額
普通旅客運賃	片道	別表
定期旅客運賃	通勤	〃
	通学	〃
旅客運賃の割引	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃 5割引 定期旅客運賃（大人のみ） 3割引
小荷物運賃	小荷物	普通運賃の半額

(1) 旅客運賃の計算方

イ 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

ロ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。

(2) 小荷物運賃の計算方、運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

◆八戸市内路線 1乗車上限370円

旧運賃	170円 (90円)	220円 (110円)	270円 (140円)	320円 (160円)
現行運賃	190円 (100円)	250円 (130円)	310円 (160円)	370円 (190円)

() 内は小児運賃

◆八戸圏域内路線 1乗車上限610円

旧運賃	170円 (90円)	220円 (110円)	270円 (140円)	320円 (160円)	370円 (190円)	420円 (210円)	470円 (240円)	520円 (260円)
現行運賃	190円 (100円)	250円 (130円)	310円 (160円)	370円 (190円)	430円 (220円)	490円 (250円)	550円 (280円)	610円 (310円)

() 内は小児運賃

2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。

(2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は指定停留所を除いて、その外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。

指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。
但し、同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合は、低額の運賃を適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃中学生以上の者
小児運賃小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

- (イ) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
(ロ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

- (ア) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
(ロ) 通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。
(ハ) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するもの、又は当社の指定する学校に通学するものとする。
(二) 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2路線以上）に跨って乗車する旅客の運賃は、次の基準運賃額に対応する区間運賃を適用する。

(a) 対キロ区間制

乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する、大人片道普通旅客運賃額。
但し、それぞれの乗降区間の、大人片道旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。
(ホ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
(ヘ) 定期旅客運賃は、座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

イ 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する割引

身体障がい者福祉法第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障がい者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉のに関する法律第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人（当社において介護を必要と認めた場合に限る）が介護のために乗車するとき。

ロ 児童福祉法の適用を受けるものに対する割引

児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人（当社において付添いを必要と認めた場合）が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。

(6) 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引をしない。

(7) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引受けた場合に適用する。

運賃の算出基礎

1. 運賃計算賃率

2. 0キロメートルまで	基準賃率の2倍
2. 1キロメートルから10.0キロメートルまで	基準賃率46円70銭
10.1キロメートルから20.0キロメートルまで	基準賃率の2割遞減
20.1キロメートルから30.0キロメートルまで	基準賃率の3割遞減
30.1キロメートル以上	基準賃率の4割遞減

上記から算出された平成9年4月4日認可運賃を、初乗り150円、以降50円刻み（50円単位に切り下げる）とし、更に令和元年10月1日より、初乗り170円、以降50円刻みとし、更に令和6年10月1日より、初乗り190円、以降60円刻みとする。

2. 運賃計算キロ程

(1) 運賃計算キロ程の定め方

割増を適用しない停留所間のキロ程は、実キロ程（キロ程未満1位まで、2位以下1位に四捨五入）である。

(2) 停留所間キロ程は、普通運賃表記載のとおりである